

1. 検討経緯

木曾川水系連絡導水路事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、同日付けで運用を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づく、検討の指示があった。

中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、検証要領細目に基づき、木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、平成 22 年 12 月 22 日に木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）（以下「幹事会」という。）を開催し、これまでに表 1.2.2 に示すとおり計 2 回の検討の場、計 8 回の幹事会を開催し、木曾川水系連絡導水路事業における新規利水の供給、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給^{*}）の 2 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 23 年 6 月 3 日から平成 23 年 7 月 2 日まで、「複数の対策案に関する意見」、「提示した対策案以外の具体的対策案の提案」を求めるパブリックコメントを行った。

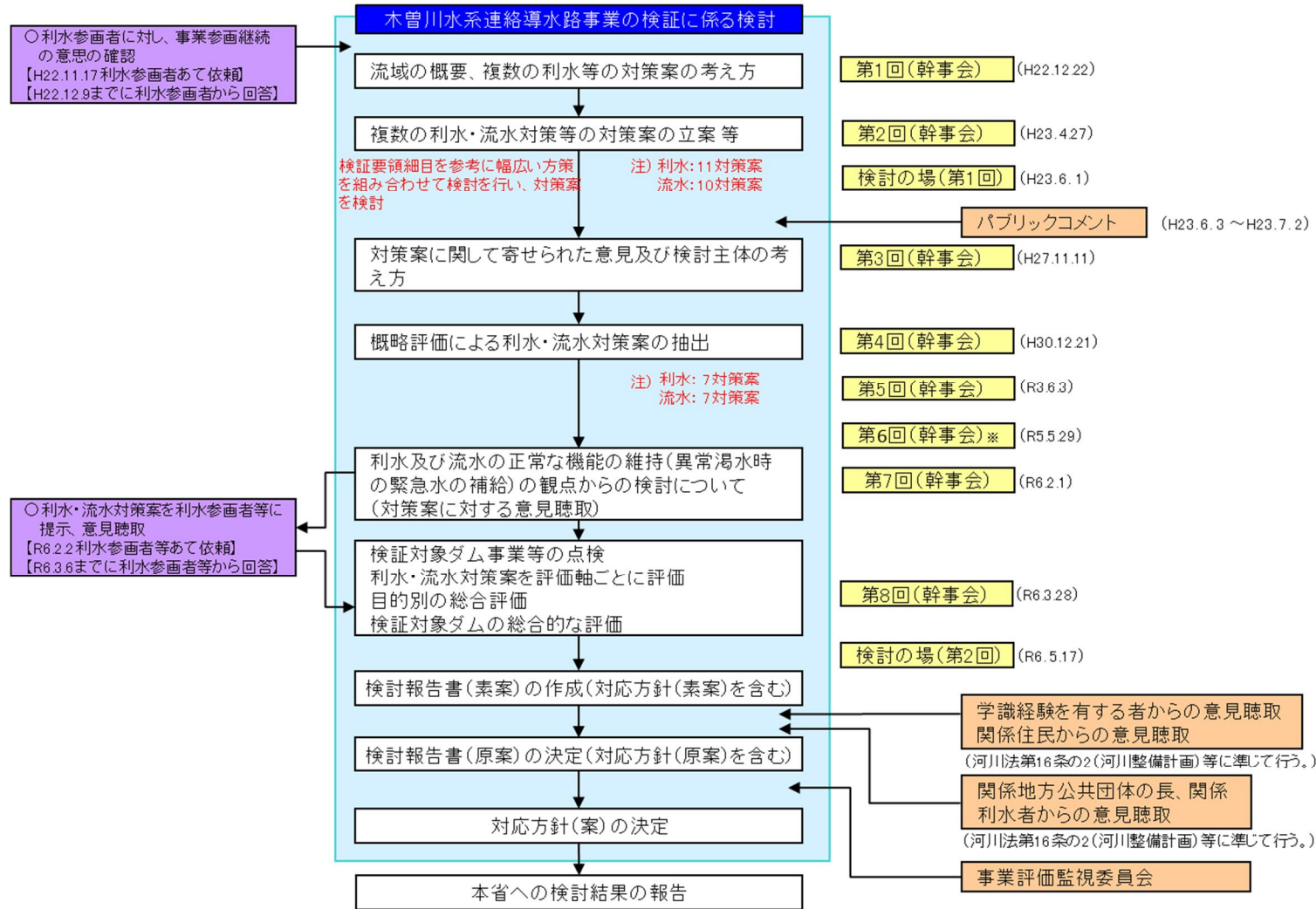
そして、これまでの検討結果を取りまとめた「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、検討の場の構成員に示すとともに広く一般に公表を行った。また、令和 6 年 5 月 29 日に学識経験を有する者からの意見聴取、令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 6 月 7 日まで関係住民からの文書による意見聴取、令和 6 年 6 月 5 日に 2 会場において関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえ「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成した。今後、「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行い、「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）」として取りまとめる予定である。

さらに、木曾川水系連絡導水路事業の対応方針（原案）については、中部地方整備局事業評価監視委員会（以下、「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を実施し、対応方針（案）を決定する予定である。

なお、木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討フローを図 1.1.1 に示す。

※異常渇水時〔平成 6 年（1994 年）渇水相当〕の維持流量の補給



注)「利水」とは新規利水、「流水」とは流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を指す。各対策案の数には、現計画(木曾川水系連絡導水路)を含む。
※ 第6回幹事会では、名古屋市からの「木曾川水系連絡導水路事業に関する提案」について説明

図 1.1.1 木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討（以下「木曾川水系連絡導水路検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、工期など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、木曾川水系連絡導水路検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は以下のとおりである。

1.1.1 利水

検証要領細目第4に基づき、複数の利水対策案の立案、概略評価による利水対策案の抽出、利水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（利水）を行った。

(1) 利水参画者への確認

木曾川水系連絡導水路事業の利水参画者に対し、事業参画継続の意思の確認を文書にて要請し、回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。

その結果等は4.2.1及び4.2.2に示すとおりである。

(2) 複数の利水対策案の立案

複数の利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の利水対策案の1つは木曾川水系連絡導水路を含む案とし、その他に木曾川水系連絡導水路を含まない方法による複数の利水対策案を10案、計11案を立案した。

その後、パブリックコメントにおいて頂いたご意見、「検討の場」及び「幹事会」において構成員から頂いたご意見を参考とし、木曾川水系連絡導水路を含まない方法による複数の利水対策案を10案提案し、検討を行った。

その結果は4.2.3及び4.2.4に示すとおりである。

(3) 概略評価による利水対策案の抽出

木曾川水系連絡導水路を含まない複数の利水対策案10案について概略評価を行い、木曾川水系連絡導水路を含む7案の複数の利水対策案の抽出を行った。

その結果等は 4.2.5 に示すとおりである。

(4) 利害関係者等への意見聴取

概略評価により抽出した木曾川水系連絡導水路を含む 7 案の利害関係案を利害関係者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は 4.2.6 に示すとおりである。

(5) 利害関係案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価を行い、意見聴取結果を踏まえて抽出した木曾川水系連絡導水路を含む 4 案の利害関係案について、6 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。

その結果等は 4.2.7 及び 4.4.1 に示すとおりである。

1.1.2 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の抽出、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の立案

流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案は、木曾川及び長良川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るため流量の確保を図ることを目的とし、複数の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の 1 つは、木曾川水系連絡導水路を含む案とし、その他に木曾川水系連絡導水路を含まない方法による 9 案、計 10 案を立案した。

その結果等は 4.3.2 及び 4.3.3 に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の抽出

木曾川水系連絡導水路を含まない 9 案の複数の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案について概略評価を行い、木曾川水系連絡導水路を含む 7 案の複数の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の抽出を行った。

その結果等は 4.3.4 に示すとおりである。

(3) 利害関係者等への意見聴取

概略評価により抽出した木曾川水系連絡導水路を含む 7 案の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案を利害関係者等に提示し、意見聴取を行った。

その結果等は 4.3.5 に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価を行い、意見聴取結果を踏まえて抽出した木曾川水系連絡導水路を含む流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の計 4 案について、6 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。

その結果等は 4.3.6 及び 4.4.2 に示すとおりである。

1.1.3 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、木曾川水系連絡導水路事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.5 に示すとおりである。

1.1.4 費用対効果分析

木曾川水系連絡導水路事業の費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）（令和 6 年 4 月国土交通省水管理・国土保全局）」（以下「マニュアル（案）」という。）に基づき、最新データを用いて検討を行った。また、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に関する便益の算定にあたっては、代替法により算出を行った。

その結果等は 5. に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

木曾川水系連絡導水路検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、その後、令和 6 年 5 月 17 日までに検討の場を 2 回、幹事会を 8 回開催した。その結果等は 6.1 に示すとおりである。検討の場の構成を表 1.2.1、行政位置図を図 1.2.1、検討の場の実施経緯を表 1.2.2 に示す。

検討の場の構成員は、木曾川水系連絡導水路の関係県及び利水者（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）、その他の関係地方公共団体は関係県からの推薦により選定されている。

表 1.2.1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	岐阜県副知事 愛知県副知事 三重県副知事 名古屋市副市長 岐阜市副市長 瑞浪市長 各務原市長 揖斐川町長 瀬戸市長 津島市長 犬山市長 稲沢市長 桑名市長	岐阜県 県土整備部長 岐阜県 都市建築部長 愛知県 振興部長 (第1～4回幹事会) 愛知県 建設部長 (第1～4回幹事会) 愛知県 建設局長 (第5回幹事会～) 愛知県 企業庁水道部長 三重県 地域連携部長 (第1～4回幹事会) 地域連携・交通部長 (第5回幹事会～) 三重県 県土整備部長 名古屋市 上下水道局技術本部長 岐阜市 副市長 瑞浪市 副市長 各務原市 副市長 揖斐川町 副町長 瀬戸市 副市長 津島市 副市長 犬山市 副市長 稲沢市 副市長 桑名市 副市長
検討主体	国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部地方整備局河川部長 独立行政法人水資源機構中部支社長	国土交通省中部地方整備局河川部長 国土交通省中部地方整備局河川部広域水管理官 (第1～3回幹事会) 国土交通省中部地方整備局河川部地域河川調整官 (第4回幹事会) 国土交通省中部地方整備局河川部総合土砂管理官 (第5回幹事会) 国土交通省中部地方整備局河川部河川情報管理官 (第6回幹事会～) 独立行政法人水資源機構中部支社副支社長



出典：独立行政法人水資源機構が作成

図 1.2.1 行政位置図

表 1.2.2 検討の場実施経緯

(令和6年5月17日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る検討指示	国土交通大臣から中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
12月22日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討の進め方について ・ 木曾川水系の流域の概要等について ・ 木曾川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について ・ 複数の対策案の考え方について
平成23年 4月27日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討の進め方について ・ 事業等の点検（総事業費、工期）の考え方について ・ 新規利水の観点からの検討（必要な開発水量（導水量）の算出の妥当性について） ・ 複数の利水対策案の立案について ・ 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について ・ パブリックコメントについて
6月1日	第1回検討の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討の進め方について ・ 木曾川水系の流域の概要等について ・ 事業等の点検（総事業費、工期）の考え方について ・ 新規利水の観点からの検討（必要な開発水量（導水量）の算出の妥当性について） ・ 複数の利水対策案の立案について ・ 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について ・ パブリックコメントについて
平成27年 11月11日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約について（改正） ・ 検証に係る検討の進め方について ・ 構成員から頂いた対策案に関するご意見及び検討主体の考え方について ・ パブリックコメントで頂いた対策案に関するご意見及び検討主体の考え方について
平成30年 12月21日	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討状況について ・ 概略評価による対策案の抽出について
令和3年 6月3日	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討状況について ・ 中部地方水供給リスク管理検討会の検討状況について
令和5年 5月29日	第6回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約について ・ 木曾川水系連絡導水路事業の検証について ・ 木曾川水系連絡導水路事業に関する提案について
令和6年 2月1日	第7回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部地方水供給リスク管理検討会の検討状況について（木曾川水系中間とりまとめ） ・ 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の観点からの検討について（対策案に対する意見聴取） ・ 検証に係る検討の進め方について
3月28日	第8回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証に係る検討の進め方について ・ 検証対象ダム事業等の点検について ・ 対策案に対する意見聴取の結果について ・ 概略評価による対策案の抽出について ・ 目的別の評価軸ごとの評価、総合評価（案）について ・ 検証対象ダムの総合的な評価（案）について
5月17日	第2回検討の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の検証に係る検討の経緯について ・ 事業の検証に係る検討報告書（素案）について ・ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成 23 年 6 月 3 日から 7 月 2 日までの 30 日間に「新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見」及び「新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案の具体的提案」を求めるパブリックコメントを行い、75 件のご意見を頂いた。その結果は 6.2 に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対して、河川法第 16 条の 2 等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施し、「対応方針（原案）」を含む「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成した。意見聴取の結果は 6.3 に示すとおりである。

今後は、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記載する予定である。

1.2.4 事業評価

木曾川水系連絡導水路事業の対応方針（原案）について、事業評価監視委員会に対して意見聴取を実施し、その経緯について記載する予定である。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施については、事前に報道機関に記者発表するとともに、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社ホームページで公表した。